

# 東京都行政書士会練馬支部 支部細則

令和3年4月23日改定

令和3年7月19日施行

## 第1条（総則）

東京都行政書士会（以下本会と称する）会則第56条第2項により設置する支部の組織及び運営は、この細則の定めるところによる。

## 第2条（名称）

本支部は東京都行政書士会練馬支部と称する

## 第3条（目的）

本支部（以下支部と称する）は会員相互の緊密な協力により品位の保持と社会的地位の向上に努め、常に業務の改善、進歩を図り、もって公共の福祉と利益の増進に寄与すると共に本会との連絡調整をはかることを目的とする。

## 第4条（組織）

支部は東京都練馬区内に事務所を有する本会員及び東京都練馬区内の事務所を行政書士法第6条第1項に規定する行政書士名簿に登録している会員をもって組織する。

## 第5条（事務所）

支部の事務所は、支部長の定める事務所内に置く。

2. 支部の事務所には所定の表札を提示する。

## 第6条（事業）

支部は、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

1. 支部会員の業務の改善進歩を図るための業務を行う事業。
2. 支部会員の品位の保持と資質の向上を図るための業務を行う事業。
3. 支部会員相互の親睦、福利増進並びに連絡を図る事業。
4. 本会との連絡及び協調を図る事業。
5. その他支部において必要と認めた事業。

## 第7条（入会及び転入）

本会に入会及び他支部より転入した者はその時より支部に所属する。

#### 第8条（退会及び転出）

本会を退会した者及び他支部へ転出した者はその時より支部を退会したものと  
する。

#### 第9条（支部会員名簿）

支部に会員名簿を備える。ただし、本会作成の会員名簿を準用することができる。

#### 第10条（役員）

支部には次の役員を置く。

1. 支部長 1名
2. 副支部長 5名以内（理事の中から選任する。また、内会計1名を含む）
3. 理事 15名以内
4. 監査 2名以内（他の役員と兼務することはできない）

#### 第10条の2（顧問及び相談役）

支部に顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は役員会の承認を得て支部長が委嘱し、その任期は支部長と  
同一とする。
3. 相談役は、役員会に出席することができる。

#### 第11条（役員を選任及び報告）

支部の役員は、別途定める役員選任規則に基づき総会において会員の中から選  
任する。

2. 支部の役員選出の結果については、支部長が本会会長にこれを報告する。

#### 第12条（役員の職務）

支部長は支部を代表し支部の業務を統括する。

2. 副支部長は、支部長を補佐し支部長に事故があるときはその職務を代理し又  
は代行する。
3. 理事は支部長と役員会を構成し、業務の執行を決定する。
4. 監査は支部の会計を監査し、役員会に出席することができる。

#### 第13条（役員任期及び再任の制限）

支部役員任期は就任後の第2回目定時総会の終結に至るまでとする。但し、再  
任を妨げない。

2. 前項但書きの内、支部長の再任は2回までとする。
3. 役員が任期満了又は辞任した場合においては、その後任者が就任するまでは

その職務を行うものとする。

4. 補欠又は増員により選任された役員の任期は、他の役員の残任期間とする。

#### 第14条（役員会）

役員会は、必要に応じ支部長がこれを招集し議事を審議する。

2. 役員会は、必要に応じて事業部、委員会等の機関を設置し、支部運営に必要な職務を担当させることができる。

#### 第15条（代議員）

支部に代議員を置く。

#### 第16条（代議員の数及び選任）

代議員は、毎年4月1日現在の支部会員数を基準とし、10名につき1名の割合で支部総会において選任することとし、過不足については、役員会で調整するものとする。

2. 支部長は、前項の選任結果を4月25日までに本会会長に報告しなければならない。

#### 第17条（代議員の職務）

代議員は本会総会に出席し、その議決権を行使するとともに、支部活動に積極的に参加するものとする。

#### 第18条（代議員の任期）

代議員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。

#### 第19条（総会）

支部総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2. 定時総会は、毎年4月25日までに開き、臨時総会は必要に応じ開くものとする。

3. 支部長は会員総数の3分の1以上の会員から招集の理由及び議案を記載した書面を提出して総会招集の請求があった時は、請求のあった日から1か月以内に臨時総会を招集しなければならない。

4. 支部総会は、個人支部会員総数の3分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

5. 前項の出席者数の算定にあたっては、「出席者の議決に従う」旨を記載した書面を支部長に提出した当該個人支部会員の数を参入する。

6. 支部の役員の過半数が、天災その他不可抗力又は感染症、伝染病の大規模な

流行その他公衆衛生上の緊急事態等により、個人支部会員が当該支部の総会に出席することが著しく困難であると決定した場合は、個人支部会員は、電子情報処理組織を利用して音声と映像を送受信する方法により支部の総会に参加することができる。電子情報処理組織を利用して音声と映像を送受信する方法により参加した個人支部会員は、支部の総会に出席したものとみなす。

#### 第20条（総会の議決事項）

次に掲げる事項は総会の議決を得なければならない。

1. 支部細則変更に関する事項
2. 支部決算及び予算に関する事項
3. 支部役員を選任及び解任に関する事項
4. 事業計画の設定及び変更に関する事項
5. その他総会が審議することを適当と決定した事項

#### 第21条（総会の招集）

支部総会を招集する時は、開催日の5日前までに会議の目的たる事項、日時、場所を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

#### 第22条（議長）

役員会の議長は、支部長若しくは必要に応じて支部長が指名した副支部長がこれにあたることとする。

2. 支部総会の議長は総会によって指名された者がこれにあたることとする。

#### 第23条（議事録）

支部総会の議事の経過及びその結果を記載し、議長及び出席会員2名が署名捺印し支部に保存すると共にその会議の結果を書面により本会に報告する。

#### 第24条（本会役員の出席）

支部総会には、必要に応じて本会役員が出席することができる。但し議決権を有しない。

#### 第25条（定足数）

支部総会及び支部役員会は、出席者の過半数で決し、可否同数なる時は議長が決する。

#### 第26条（会計年度）

支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 第27条（議決事項）

支部長は定時総会に翌年度の事業計画、予算案及び当年度の決算を作成して提出しなければならない。

#### 第28条（資産）

支部の経費は本会交付金、寄付金、支部会費及び雑収入をもって行う。

#### 第29条（請求権）

削除

#### 第30条（支部会費）

支部会員は支部会費を納入する。

1. 支部会費は1か月500円とし、翌年度1年分を前年度末までに支部指定口座に振込み前納する。
2. 会計年度の中途に入会・転入した者は、本会に登録した月より年度末までを前納する。
3. 退会・転出した者の前納した支部会費は返却しない。

#### 第31条（資産の管理）

支部の財産は支部長が管理する。

#### 第32条（慶弔金）

支部会員の冠婚葬祭その他費用の支出を必要とする場合は、別に定めるところにより支給する。

#### 第33条（補足）

この定めのない事項については、役員会で決定する。

#### 附則

1. この支部細則は平成8年4月13日から施行する。
2. この支部細則は平成9年4月1日から変更し施行する。
3. この支部細則は平成16年4月23日から変更し施行する。
4. この支部細則は平成19年4月20日から変更し施行する。
5. この支部細則は平成21年4月1日から改定し施行する。

6. この支部細則は平成22年4月20日から改正し施行する。
7. この支部細則は平成26年4月22日一部改正し、平成26年8月4日より施行する。
8. この支部細則は平成26年4月22日一部改正し、平成26年8月4日より施行する。
9. この支部細則は平成30年4月20日一部改正し、平成30年7月30日より施行する。
10. この支部細則は令和3年4月23日の支部総会で議決し、一部改正し、令和3年7月19日の本会会長の承認日より施行する。